

子ども・子育て支援新制度における認可基準、運営基準等の位置づけについて

1. 新制度に向けて市町村が条例で定める基準

市町村は、新制度の開始に先立ち、以下の基準を条例で定めることとされた。

(1) 認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業に関する基準

ア.認可基準

新制度において、認定こども園（※1）のうちの「幼保連携型こども園」の認可権限が都道府県から政令市と中核市に移譲されることに伴い、政令市と中核市（それ以外の市町村に関しては都道府県）が、これらの認可を行うための「認可基準」を条例で定めることとされた。

※1 認定こども園には、次の4類型がある。

①幼保連携型 ②幼稚園型 ③保育所型 ④地方裁量型

また、新制度において、「地域型保育事業」（※2）が新たに市町村の認可事業として創設されることに伴い、市町村が、これらの認可を行うための「認可基準」を条例で定めることとされた。

※2「地域型保育事業」の概要（いずれも3歳未満児のみを対象とする）

事業	利用定員	事業内容
小規模保育事業	6～19人	家庭的保育に近い雰囲気の中で、きめ細やかな保育を実施
家庭的保育事業	5人以下	保育者の居宅等において、家庭的な雰囲気の中で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施
居宅訪問型保育事業	1：1	保育を必要とする児童の居宅で保育を実施（1：1の保育）
事業所内保育事業	規定なし	企業が、従業員の子どものほか地域の保育を必要とする児童に対し保育を実施

イ.運営基準

新制度において、認定こども園、幼稚園及び保育所の施設や地域型保育事業に対する財政支援として「施設型給付」と「地域型保育給付」が創設されたことに伴い、これらの給付の対象となることを「確認」するための「運営基準」について、市町村が条

例で定めることとされた。

分類	主な事項
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none">・内容・手続きの説明、同意、契約・応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）・定員を上回る利用の申込みがあった際の選考
教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none">・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供・子どもの適切な処遇（虐待の禁止を含む）・連携施設との連携（地域型保育事業のみ）・利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む）
管理・運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none">・施設の需要事項を定めた運営規程の策定、掲示・非常災害対策、衛生管理、事故防止及び事故発生時の対応・評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価）・会計処理（会計処理基準、区分経理、使途制限等）

（２）放課後児童健全育成事業に関する基準

ア.設備・運営基準

新制度において、「地域子ども・子育て支援事業」（※３）に位置づけられた放課後児童健全育成事業の「設備・運営基準」について、市町村が条例で定めることとされた。

※３ 地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業（子育て支援コンシェルジュ）
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健診
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業

- ⑦ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体の参入促進事業

2. 国基準を踏まえた条例の制定

平成26年4月、国からこれらの基準を定める条例の制定に当たっての基準となる内閣府令及び厚生労働省令が示されたため、これらの規定を踏まえて条例を制定する。

※ 国基準は、次の2種類に分類される。

- ①従うべき基準 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの（上回る内容を定めることは許容される）。
- ②参酌すべき基準 地方自治体が十分に参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容（下回る内容も含む。）を定めることが許容されるもの。

(参考) 子ども・子育て支援法における給付・事業の類型について

【類型図】

給付または事業	種別		種別2	種別3	認可基準	確認
子ども・子育て支援給付	教育・保育給付	施設型給付	認定こども園	幼保連携型	市（中核市のみ）	市
				保育所型		
				幼稚園型		
				地方裁量型		
			幼稚園	—	市（中核市のみ）	
		保育所	—			
		地域型保育給付	小規模保育事業	A型	市	
				B型		
				C型		
			家庭的保育事業	—		
居宅訪問型保育事業	—					
事業所内保育事業	—					
現金給付	児童手当					
地域子ども・子育て支援事業（※全13事業のうち抜粋）	利用者支援事業					
	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）					
	妊婦健診					
	乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業					
	放課後児童クラブ					